

議案第 号

公の施設（宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館）
の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館
- 2 指定管理者となる団体 東京都目黒区東山1丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
アクティオ株式会社
代表取締役 淡 野 文 孝
- 3 指 定 の 期 間 令和6年（2024年）4月1日から
令和11年（2029年）3月31日まで

議案第 号から第 号まで

公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

令和5年（2023年）7月25日

宝塚市教育委員会 様

宝塚市立公民館指定管理者選定委員会
委員長 西本 望

宝塚市立公民館指定管理者の候補者の選定について（答申）

令和5年（2023年）5月17日付け宝塚市教育委員会諮問第1号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立中央公民館、同東公民館及び同西公民館について、指定管理者の指定期間が令和6年（2024年）3月31日をもって満了することから、令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの期間における当該施設の新たな指定管理者を、宝塚市立公民館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）において決定された募集要項等及び選定基準に基づき適当な候補者の選定を行うものです。

(2) 選定する施設

- ア 宝塚市立中央公民館
- イ 宝塚市立東公民館
- ウ 宝塚市立西公民館

(3) 申請の状況

以下の1者から申請がありました（申請受付順）。

- ア アクティオ株式会社

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

- | | | |
|------|--------|------------------|
| 委員長 | 西本 望 | (武庫川女子大学教育学部 教授) |
| 副委員長 | 赤尾 勝己 | (関西大学文学部 教授) |
| 委員 | 種村 文孝 | (京都大学医学研究科 助教) |
| 委員 | 越智 彰 | (税理士) |
| 委員 | 新里 吉光 | (宝塚市自治会連合会 理事) |
| 委員 | 有賀 真紀子 | (宝塚市PTA協議会 総務) |

委員 岡田 保恵 (市民公募委員)

(2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 令和5年(2023年)5月17日
(募集要項・業務仕様書・選定基準の決定)
- イ 公募期間 令和5年(2023年)6月1日から30日まで
- ウ 現地説明会 令和5年(2023年)6月9日
- エ 第2回選定委員会 令和5年(2023年)7月19日
(書類審査)
- オ 第3回選定委員会 令和5年(2023年)7月25日
(プレゼンテーション審査の実施及び指定管理者候補者の決定)

(3) 審査方法

採点項目(15項目)と配点(120点満点)を設定し、提出された申請書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、委員ごとの評価点合計の1位の判定が最も多い団体等に決定することとしました。また、委員7人の評価点を合計して840点満点とし、504点(60%)を必要最低点数と定め、この点数に満たない者は候補者に選定されないこととしました。

3 選定結果

(1) 選定結果

アクティオ株式会社の総評価点は840点満点中551点(65.6%)で、必要最低点数504点(60%)を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

住 所 東京都目黒区東山1丁目5番4号KDX中目黒ビル6階
名 称 アクティオ株式会社
代表者 代表取締役社長 淡野 文孝

(2) 選定理由

候補者として選定したアクティオ株式会社は、評価点数は840点満点中551点で、65.6%の評価点率でした。

選定に当たり、特に評価された点としては、宝塚市の地域の特性及び各公民館の状況並びに社会教育委員の会議からの意見書を把握した上で事業提案がなされたことが挙げられます。一例として、趣味などに特化したカルチャー事業だけではなく、社会教育施設としての公民館のあり方に鑑みた地域課題や地域づくりにつながる場としての事業を展開している実績を今後も推進していくことで、公民館を中心とした市民力、地域力の向上が期待できます。

その他、光熱水費、物価高騰など経済状況の変化が多いなか、貸借対照表、損益計算書より財務基盤が安定していることが確認の上、評価されました。

以上を踏まえ、本委員会としては、同社を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

4 選定に当たって

当該団体等を指定管理者の候補者として選定するに当たり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、提案内容を誠実かつ確実に履行するよう努められることを望みます。

- (1) 現在、公民館に従事している職員の継続雇用及び労働条件を適法遵守し、公民館の職員に対する研修計画を策定し実施すること。
- (2) まちづくり協議会、学校及び社会福祉協議会等の市内で活動している団体と連携、交流に取り組むこと。
- (3) 事業について、公民館での実施だけでなく、市内の各地域へアウトリーチを含む事業展開に取り組むこと。
- (4) 情報発信について、紙媒体での周知とともにSNS等を積極的に活用することで、多世代に対し、公民館事業等の情報発信に取り組むこと。

市立公民館指定管理者選定審査結果

	事業者名	総評価点(840点満点)	得点率
1	アクティオ株式会社	551	65.6%

宝塚市立公民館指定管理者選定審査表

評価項目	採点項目	大項目 配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	計
1 公平性	市民の平等な利用が確保されていること	20	12	14	6	16	14	16	16	94
	設置目的が達成されるものであること	10	6	8	4	8	8	8	8	50
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであること	10	6	6	2	8	6	8	8	44
2 効果性	施設の効用を最大限に発揮でき、サービスの向上が図られること	20	12	14	8	14	12	16	12	88
	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	6	6	4	8	6	8	6	44
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	10	6	8	4	6	6	8	6	44
3 効率性	管理運営経費の縮減	20	16	12	12	16	14	14	12	96
	経費適正のための具体的な方策があるか	10	8	6	6	8	6	6	6	46
	適正な収支計画と認められるか	10	8	6	6	8	8	8	6	50
4 管理運営能力	施設の安定した管理運営	25	22	16	7	16	19	24	18	122
	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	4	3	1	4	4	5	4	25
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	3	2	2	2	4	5	3	21
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	5	5	1	4	4	5	4	28
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	5	3	1	4	3	4	3	23
	当該施設または類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	5	3	2	2	4	5	4	25
5 維持管理能力	施設の適切な維持管理	15	10	12	8	7	10	12	12	71
	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	6	8	6	4	6	8	8	46
	施設の維持管理の範囲が適性でその体制が明確にされ、安全・安心の施設管理が出来ること	5	4	4	2	3	4	4	4	25
6 特殊性	施設の特異性	20	14	10	4	8	14	14	16	80
	職員の研修に関する取組及び社会教育主事又は社会教育士の配置・育成について積極的な提案(計画)内容か	10	6	4	2	4	8	6	8	38
	公民館事業についてその趣旨を理解し適正かつ充実した提案内容か	10	8	6	2	4	6	8	8	42
合計		120	86	78	45	77	83	96	86	551

団体等の活動概要

令和5年6月29日現在

団体等名称	アクティオ株式会社		
所在地	〒153-0043 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階		
代表者職氏名	代表取締役 淡野 文孝		
設立年月日	1987年2月27日		
資本金(千円)	99,000(千円)		
事業所数	12ヶ所	従業員数	2,367名(2022年12月31日現在)
インボイス登録番号	T6013201000200		
業務概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託 2. 美術館・博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務 3. 商業施設、レジャー施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務 4. 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事、イベント等の調査、企画立案、実施運営、事務局に関する業務 5. 都市計画、都市再開発、緑化工事の設計監理の受託業務 6. 文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営と実施 7. 商品開発及びその販売促進に関する企画と実施 8. 労働者派遣業務 9. 職業紹介事業 10. 社員教育及び訓練の企画と実施 11. 印刷物、書籍、出版物の企画サービス並びに販売 12. 広告代理店業務 13. 洋品雑貨、服装雑貨、装身具及び日用雑貨の販売 14. 食品、清涼飲料水、酒類の販売 15. 飲食店の経営 16. 旅行業者代理業 17. 総合警備保障業務 18. ビルメンテナンス業 19. 賃貸別荘、貸ビル、旅館、ホテル、その他宿泊施設の経営 20. 建築物、工作物(看板、煙突及び照明塔)の設計・施工監理の受託業務 21. 各種コンサルティング及びアドバイザリー業務 22. 上記各号に附帯関連する一切の業務 		

※ 共同体を結成する場合は、構成員ごとに作成してください。

※ インボイス登録番号は、既に登録されていれば記載ください。

宝塚市立公民館設置管理条例（抜粋）

平成29年10月10日

条例第32号

第17条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に公民館の管理に係る業務に関する事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、公民館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容が公民館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 公民館の管理を安定して行う能力を有していること。